

平成 26 年度農林水産関係予算

— 「強い農林水産業」と「美しく活力ある農山漁村」に向けて —

農林水産委員会調査室 河田 尚弘

1. はじめに

平成 26 年度農林水産関係予算は、25 年 12 月に決定された「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づき、農業・農村全体の所得を今後 10 年間で倍増させることを目指している。そして、「強い農林水産業」及び「美しく活力ある農山漁村」の実現のため、担い手への農地集積・集約化等による構造改革の推進、新たな経営所得安定対策、日本型直接支払の創設、強い農林水産業のための基盤づくり、農林水産物・食品等の高付加価値化等の推進、日本食・食文化の魅力発信と輸出の促進等の諸施策を実施することとしている。

予算総額は、対前年度比 101.3%の総額 2 兆 3,267 億円で、平成 11 年～12 年以来、13 年ぶりの 2 年連続増加となった（当初予算ベース。以下同じ。）。内訳は①基盤整備などの公共事業費（災害復旧等事業費を含む。）が 6,578 億円（対前年度比 101.1%）、②食料の安定供給の確保に資する諸施策を実施するために要する経費である食料安定供給関係費が 1 兆 507 億円（同 99.7%）、③ ①、②以外の農林水産政策経費である一般農政費が 6,183 億円となっている。なお、25 年度農林水産関係補正予算は 4,310 億円であり、26 年度予算と合わせると 2 兆 7,578 億円に上る。

以下、「農林水産業・地域の活力創造プラン」について述べた後、26 年度予算の主なポイントについて述べることとする。

2. 農林水産業・地域の活力創造プラン

生産現場の潜在力を引き出し、その活性化を図るため、農林水産省は平成 25 年 1 月に農林水産大臣を本部長とした「攻めの農林水産業推進本部」を設置し、国内農業を産業として強くしていく政策（産業政策）と多面的機能の発揮を図る政策（地域政策）とを、車の両輪として検討を進めてきた。具体的には、需要のフロンティアの拡大、生産から消費までのバリューチェーンの構築、生産現場（担い手、農地等）の強化の 3 つの戦略が掲げられた。

また、平成 25 年 5 月 17 日、安倍内閣の経済対策の 3 本の矢の 1 つである「成長戦略」について、安倍内閣総理大臣は第 2 弾スピーチを行った。その中で、「農業・農村全体の所得の倍増」、「農林水産物・食品の輸出額の倍増」、「6 次産業化市場の拡大」、「農地の集積・集約化」等の目標が掲げられた。

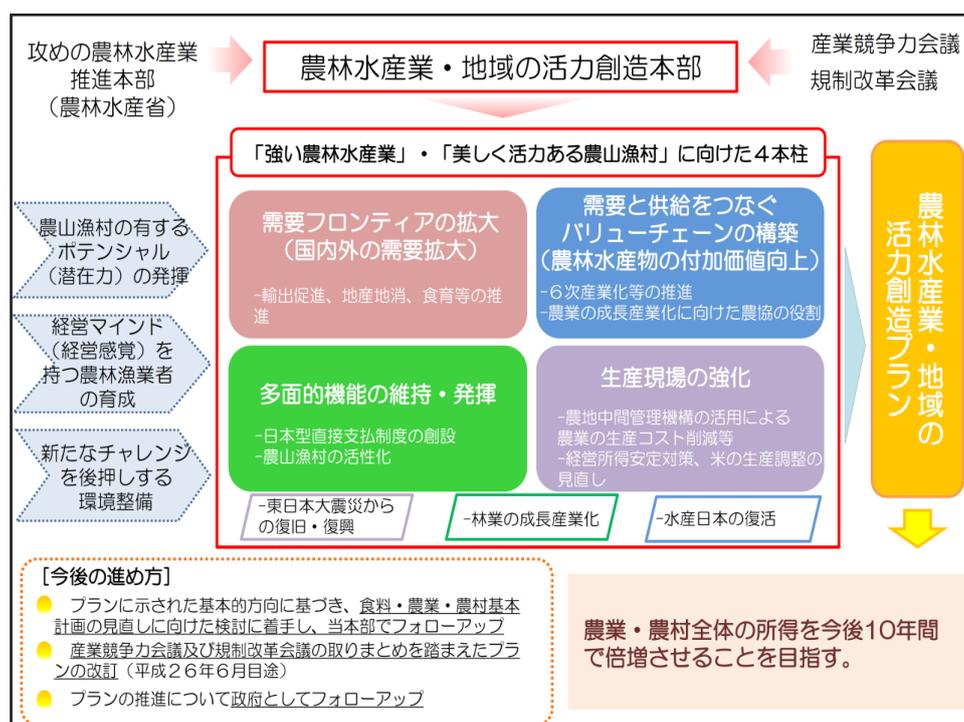
これを受けて、「日本再興戦略（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）」においては、輸出促進等による需要の拡大（需要サイドの取組）、6 次産業化等による高付加価値化（需要と供給をつなぐバリューチェーンの構築）、担い手への農地集積・集約化等による生産現場の強化

(供給サイドの取組)、新たな木材需要の創出と国産材の安定供給体制の構築(林業)、水産物の消費・輸出拡大(水産業)等の具体化の方向性が示された。

これらの内容を踏まえて、内閣に設置されている「農林水産業・地域の活力創造本部」において検討が行われ、産業競争力会議²や規制改革会議³での議論を取り込みながら、「農林水産業・地域の活力創造プラン」が平成25年12月10日、本部決定された。このプランは今後の農政のグランドデザインとなるものであり、①国内外の需要フロンティアの拡大、②需要と供給をつなぐバリューチェーンの構築、③農地中間管理機構を通じた農地の集約化などの生産コストの削減の取組や、経営所得安定対策と米の生産調整の見直しなどの生産現場の強化、④構造改革を後押ししつつ美しく伝統ある農山漁村を将来世代に継承するための多面的機能の維持・発揮を図る取組、の4つ⁴を柱に政策を再構築し、農業・農村全体の所得を今後10年間で倍増させることを目指している(図表1)。

次に、平成26年度予算の主なポイントについて見ていくこととする。

図表1 農林水産業・地域の活力創造プランの概要



(出所) 農林水産省「農林水産業・地域の活力創造プラン(概要)」(平成25年12月10日)

3. 担い手への農地集積・集約化、担い手の育成等による構造改革の推進

(1) 担い手への農地集積・集約化

平成25年の我が国の耕地面積は453.7万haで、昭和36年のピーク時に比べ、4分の3まで減少している。また、耕作放棄地は増加傾向にあり、平成22年には39.6万haに上っている。同時に農業従事者の高齢化も進行しており、農業就業人口(241万人)及び基幹的農業従事者⁵(178万人)に占める65歳以上の割合はいずれも約6割となっている。

一方、認定農業者⁶等の担い手への農地の集積状況を見ると、担い手が利用する農地面積は増加しており、平成 22 年の農地面積全体に占める担い手の利用面積の割合は 49.1%となっている。しかし、いまだ面的集積は十分とは言えず、規模拡大した経営体でも依然として圃場は分散傾向にある。

こうした状況の下、農業の持続的な発展を図るためには、担い手への農地の集積及び規模の拡大、新規就農者の確保、法人化の推進等が重要になっている。

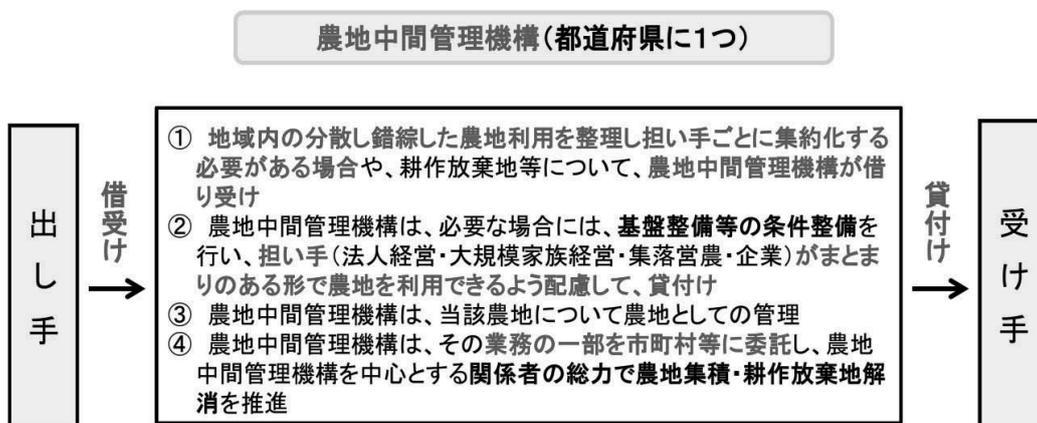
日本再興戦略では、生産現場の強化に関して、10 年後に、①担い手が利用する農地面積を全農地の 8 割に拡大し、競争力の向上を図る、②新規就農し定着する農業者を倍増し、40 代以下の農業従事者を 40 万人(現状 20 万人)に拡大し持続可能性ある農業を実現する、③経営能力に優れ、永続的に経営が可能な法人経営体を 5 万法人(現状 12,500 法人)に拡大することが目指すべき方向として示された。

この目標達成に向けて、都道府県レベルの農地中間管理機構が、地域内農地の相当部分を借り受け、法人経営、大規模家族経営、企業等の担い手に対し、農地集積・集約化に配慮して貸し付ける農地再配分スキームを確立し、積極的に推進することとされた(図表 2)。その具体的措置として、「農地中間管理事業の推進に関する法律」(平成 25 年法律第 101 号)及び「農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律」(平成 25 年法律第 102 号)が平成 25 年 12 月に制定された。

これを受けて、農地中間管理機構による集積・集約化活動には、平成 26 年度予算で 305 億円、25 年度補正予算で 400 億円が措置されている。主な内容は、農地中間管理機構の整備及びその活動への支援(26 年度予算 177 億円、25 年度補正予算 137 億円)、機構集積協力金交付事業⁷(26 年度予算 100 億円、25 年度補正予算 153 億円)、機構集積支援事業⁸(26 年度予算 28 億円、25 年度補正予算については農地基本台帳の電子化・地図化にのみ 110 億円)となっている。

なお、農地集積・集約化に関連して、農地の大区画化等の推進(平成 26 年度予算 1,064 億円、25 年度補正予算 450 億円)が農業農村整備事業の中で行われる。

図表 2 農地中間管理機構のスキーム



(出所) 農林水産省資料

(2) 人・農地プランの推進、担い手対策

構造改革の推進に関しては、農地中間管理機構関連施策のほか、人・農地問題解決加速化事業（12億円）、新規就農・経営継承総合支援事業（平成26年度予算218億円、25年度補正予算99億円）が措置されている。

人・農地問題解決加速化事業は、地域における農業者の話し合いにより作成する「人・農地プラン」の継続的な見直し、普及指導員⁹OB等を地域連携推進員として活用することによる体制の強化、農業経営の法人化を支援するものである。

新規就農・経営継承総合支援事業は、就農前後の青年就農者・経営継承者への給付金の給付、雇用就農を促進するための農業法人での実践研修等への支援、地域農業リーダー人材の層を厚くする農業経営者教育の強化を行うものである。特に青年就農給付金事業には、平成26年度予算で147億円、25年度補正予算で77億円が措置されている。

4. 新たな経営所得安定対策

経営所得安定対策（旧戸別所得補償制度）は、販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象として、その差額を交付することにより、農業経営の安定と国内生産力の確保を図るとともに、水田における麦・大豆等への作付け転換を促し、もって食料自給率の向上を目指すものである。民主党政権の下で実施された戸別所得補償制度については、自由民主党の選挙公約において、従来より見直しが掲げられていた。平成24年12月の自由民主党の政権復帰に伴い、政府・与党内で見直しの議論が行われたものの、25年度予算においては現場の混乱を避けるために24年度と同じ枠組みで実施された。その後、改めて見直しが行われ、25年11月、構造改革にそぐわない等の政策的な課題のあった米の直接支払交付金は26年産から減額した上で30年産から廃止、米価変動補填交付金についても26年産から廃止することとされた。畑作物の直接支払交付金、水田活用の直接支払交付金及び収入減少影響緩和対策は引き続き実施される。

経営所得安定対策の予算額は、(1) 畑作物の直接支払交付金が所要額2,093億円、(2) 水田活用の直接支払交付金が2,770億円（うち産地交付金804億円）、(3) 米の直接支払交付金が806億円、(4) 収入減少影響緩和対策が所要額751億円、(5) 米価変動補填交付金（25年産）が200億円となっている。なお、平成25年度補正予算において、水田フル活用実践緊急対策¹⁰に282億円が措置されている。

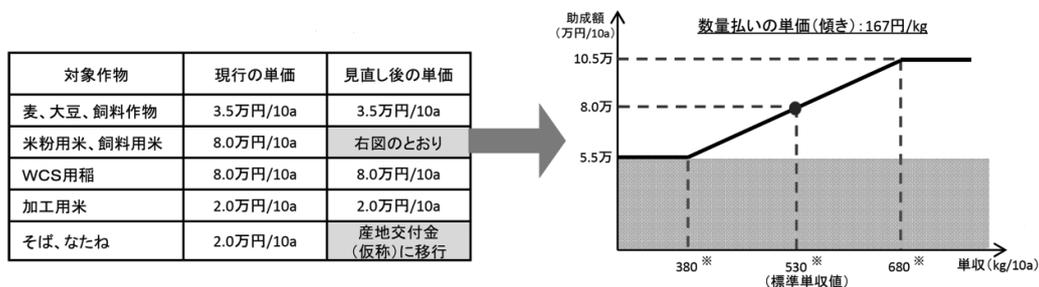
(1) 畑作物の直接支払交付金（ゲタ）

麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば¹¹、なたねを生産する農業者に対し交付金を直接交付するものであり、平成26年産については現行どおり全ての販売農家・集落営農が対象¹²となっている。27年産については「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律」（平成18年法律第88号）（以下「担い手経営安定法」という。）を改正し、対象者の見直し¹³を行うこととされている。支払は数量払いが基本となっているが、営農を継続することの対価（営農継続支払2万円/10a）¹⁴として必要最低限の経費は面積払いで支払われる仕組みとなっている。

(2) 水田活用の直接支払交付金

水田で飼料用米、麦、大豆等の戦略作物を生産する農業者に対して、交付金を直接交付するものである。平成 26 年産からは飼料用米・米粉用米については、米政策の見直しに伴い、非主食用米への生産誘導を行うために、非主食用米等についてのインセンティブを高めるため、数量払いが導入されることとなっており、上限値は 10.5 万円/10a となっている（図表 3）。また、現行制度で助成の対象となっているそば・なたねについては、地域や農家ごとの取組の差が大きいことから、全国一律での戦略作物とすることを改め、産地交付金に移行することとされた。産地交付金は、現行の産地資金を拡充したもので、あらかじめ定められた各都道府県の上限額の中で、地域が取組内容・単価を設定するものである。

図表 3 水田活用の直接支払交付金の単価



- (注 1) 数量払いによる助成については、農産物検査機関による数量の確認を受けていることを条件とする。
(注 2) ※は全国平均の平年単収（標準単収値）に基づいて算出した数値であり、各地域への適用に当たっては、当該地域に応じた単収（配分単収）を適用するものとする。
(出所) 農林水産省「日本型直接支払制度の創設及び新たな経営所得安定対策等の概要」（平成 25 年 12 月）

(3) 米の直接支払交付金

米の生産数量目標に従って生産を行う農業者に対して、標準的な生産費と標準的な販売価格の差額分に相当する交付金を直接交付する米の直接支払交付金については、平成 30 年産から廃止することとされた。これは、米については諸外国との生産条件格差から生じる不利はないこと、小規模農家を含めた全ての販売農家が対象であることから構造改革にそぐわないとの批判が強いことなどがその理由として挙げられている。ただし、現場の混乱を避けるため、経過措置として 26 年産から、交付単価を現行の半分の 7,500 円/10a に引き下げた上で、29 年産までの時限措置を実施することとされている。

(4) 収入減少影響緩和対策（ナラシ）

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょを生産する農業者を対象とし、農産物価格下落が担い手の経営に及ぼす影響を緩和し、安定的な農業経営ができるよう、「標準収入額」と「当年産収入額」の差額の 9 割を補てんするものである。補てん金については、「農業者 1：国 3」の割合で拠出されている。平成 26 年産については現行どおり認定農業者・集落営農のうち一定規模以上の者が対象となっているが¹⁵、27 年産からは新しい対象者要件¹⁶で実施されることとされている。

（５）米価変動補填交付金

米の生産数量目標に従って生産を行う農業者に対して、標準的な販売価格と当年産の販売価格の差額全額を補てんするものである。農業者の負担無しで差額が補てんされることからモラルハザードを引き起こすおそれがある、米価変動に対する影響緩和対策としては米・畑作物の収入減少影響緩和対策が存在している等の課題を踏まえて、平成 26 年産から廃止することとされた。

5. 日本型直接支払の創設

農業・農村は、食料を供給する役割だけでなく、その生産活動を通じ、国土の保全、水源のかん養、生物多様性の保全、良好な景観の形成、文化の継承等、様々な役割を有しており、その役割による効果は、地域住民を始め国民全体が享受している。また、農山漁村地域において、農業、林業及び水産業は、それぞれの基盤である農地、森林、海域の間で相互に関係を持ちながら、水や大気、物質の循環等に貢献しつつ、様々な多面的機能を発揮している。

自由民主党は、平成 24 年の衆議院議員総選挙や 25 年の参議院議員通常選挙で、多面的機能の維持に対して直接交付する「日本型直接支払」の導入を公約として掲げてきた。これは、農業を産業として強化していく産業政策と車の両輪をなす「地域政策」として、農業・農村の多面的機能の発揮のための地域活動や営農の継続等を支援するものである。26 年度予算においては、「日本型直接支払」が創設され、このうち多面的機能支払交付金に 483 億円が措置されている。

多面的機能支払交付金は、「資源向上支払」と「農地維持支払」とに分けられる。「資源向上支払」は、現行の農地・水保全管理支払を組み替えたもので、地域住民を含む活動組織が行う農業関連施設の軽微な補修や農村環境保全活動等の共同活動を支援するものである。また、「農地維持支払」は、新たに創設されたものであり、農業者等で構成された活動組織で行う水路の泥上げや農道の草刈り等の地域資源の基礎的保全活動を支援するものである。

なお、現行の「中山間地域等直接支払¹⁷」（285 億円）及び「環境保全型農業直接支援¹⁸」（26 億円）については、「日本型直接支払」として位置付け、基本的枠組みを維持しつつ継続されることになっている。

6. 強い農林水産業のための基盤づくり

（１）農林水産業の基盤整備（競争力強化・国土強靱化）

農業農村整備事業（平成 26 年度予算 2,689 億円、25 年度補正予算 800 億円）は、担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化を図るため、農地の大区画化や畑地かんがい等の整備、老朽化した農業水利施設の長寿命化・耐震化対策等を推進するものである。農業農村整備事業は、民主党政権の下で公共事業削減の流れの中で大幅に縮減された。しかし、自公政権に交代後は、25 年度予算と 24 年度補正予算を合わせて大幅な増額が行われ、26 年度予算及び 25 年度補正予算においてもその傾向は維持された。

また、農山漁村地域整備交付金は、自治体が農山漁村地域整備の目標等を記載した農山漁村地域整備計画を策定し、農業農村、森林、水産の各分野の事業を総合的・横断的に実施することに対し、国が都道府県に交付金を交付するものであり、26年度予算では1,122億円が計上されている。

そのほか、農林水産業の基盤整備に関しては、治山事業(616億円)、森林整備事業(1,197億円)、水産基盤整備事業(721億円)が措置されている。

(2) その他

農林水産関係施設整備に関して、強い農業づくり交付金に234億円が計上されている。同交付金は、国内農畜産物の安定供給のため、生産から流通までの強い農業づくりに必要な共同利用施設¹⁹の整備等を支援するものである。また、森林・林業分野では、森林・林業再生基盤づくり交付金(22億円)、水産分野では、強い水産業づくり交付金(45億円)が措置されている。

このほか、産地の構造改革の推進に関して、生産・加工・出荷・研究等施設の大規模な集約等を支援する次世代施設園芸導入加速化支援事業(20億円)、鳥獣被害防止対策に関して地域ぐるみの鳥獣被害防止の取組を支援する鳥獣被害防止対策交付金(平成26年度予算90億円、25年度補正予算30億円)等が措置されている。

7. 農林水産物・食品の高付加価値化等の推進

農林水産業の成長産業化のためには、市場を意識し、消費者の需要に応じて農林水産物を生産・供給するという発想による、需要と供給をつなぐバリューチェーンの構築が不可欠である。そこで、政府は、女性や若者を含めた多様な人材を活用しながら、6次産業化や医福食農連携など多様な業種との連携を強化していくこととしている。また、日本再興戦略においては、平成32年に6次産業の市場規模を10兆円(現在は1兆円)とする目標が掲げられている。

平成26年度予算においては、6次産業化関連では、農林漁業者と多様な事業者が連携して行う新商品開発・販路開拓及び施設整備、6次産業化プランナーによるサポート体制の整備等への支援(6次産業化支援対策)に27億円が措置されている(25年度補正予算20億円)。なお、株式会社農林漁業成長産業化支援機構を通じ、生産・流通・加工等の産業間が連携した取組に対する資本の提供と経営支援の実施(農林漁業成長産業化ファンドの本格展開)には、財投資金で150億円、財投資金とは別に出資契約等に必要な政府保証枠として350億円が措置されている。

また、多様な異業種との連携強化として、新たに医福食農連携の推進(4億円)、高収益型畜産体制構築事業(1億円)が措置されている。医福食農連携とは、高い機能性を有する食品の拡大、薬用作物の国内生産拡大、介護食品の開発・製造・販売、障害者等の就労支援、農作業を活用した高齢者のリハビリ、生きがいつくり等の医療・福祉分野と食料・農業分野との連携の取組を指している。医学関係や食品産業等が連携して、食と健康の因果関係を科学的に調査・分析するための取組や介護食品の商品開発・普及等が支援の対象

となる。また、高収益型畜産体制構築事業とは、畜産農家と畜産関係者（コントラクター、飼料・機械メーカー、実需者等）の結集による、地域全体での収益力向上のための取組を支援するものである。

そのほか、「強み」のある農林水産物づくりのため、新品種・新技術活用型産地育成支援事業（7億円）、薬用植物等地域特産作物産地確立支援事業（4億円）、民間活力を活かした研究の推進（11億円）等が新たに措置されている。

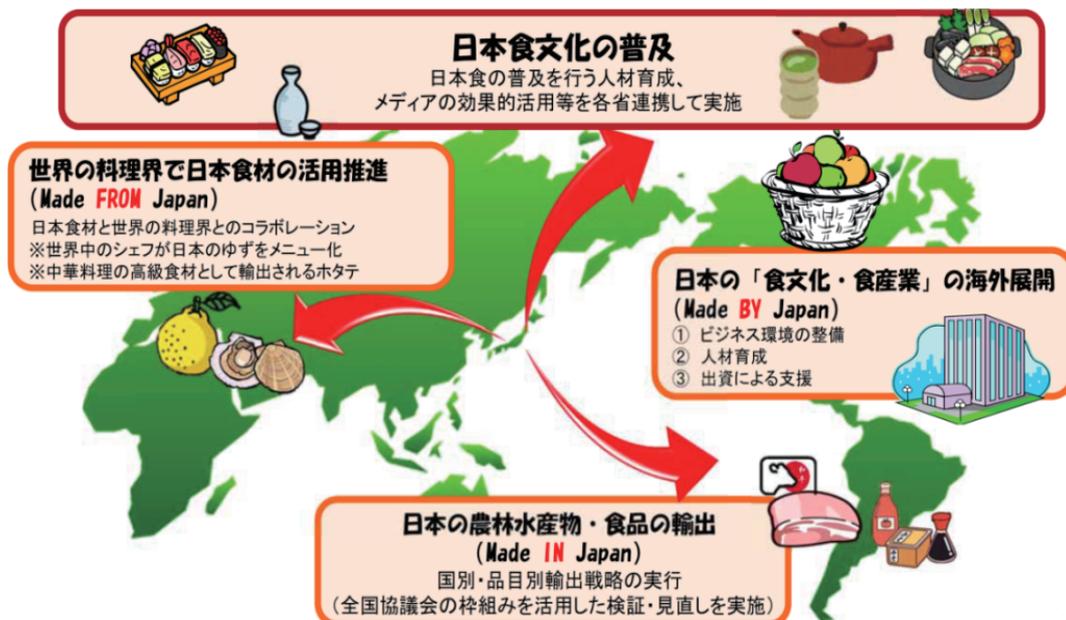
8. 日本食・食文化の魅力発信と輸出の促進

我が国の農林水産物・食品市場は、少子高齢化やライフスタイルの変化等の影響により縮小傾向にある。このような状況において、農林水産業の再生と持続的な発展を図るためには、需要フロンティアの拡大が不可欠となっている。

そこで、新たなマーケットとして、世界の食市場が注目されている。世界の食市場は、アジア諸国を中心として、今後10年間で340兆円から680兆円への倍増が見込まれている。一方、我が国の農林水産物・食品の輸出額は、平成19年まで増加傾向を示し5,160億円まで伸びたが、円高の進行やリーマンショックを契機とした世界的な経済不況、東日本大震災の影響等により、24年には4,497億円と伸び悩んでいる。

このような中で、安倍内閣は、日本再興戦略において、平成32年に農林水産物・食品の輸出を1兆円にまで拡大するとした。このために、世界の料理界での日本食材の活用推進（Made FROM Japan）、日本の「食文化・食産業」の海外展開（Made BY Japan）、「農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略²⁰」に基づく日本の農林水産物・食品の輸出拡大（Made IN Japan）に一体的に取り組むというFBI戦略が示されている（図表4）。

図表4 FBI戦略のイメージ



(出所) 農林水産省「6次産業化等と農林水産物・食品の輸出拡大」（平成25年12月）

これを受けて、平成 26 年度予算では、新たに日本食・食文化魅力発信プロジェクト（26 年度予算 27 億円、25 年度補正予算 3 億円）及び輸出戦略実行事業（26 年度予算 2 億円、25 年度補正予算 2 億円）が措置されている。日本食・食文化魅力発信プロジェクトは、国内外メディアの活用等により日本食・食文化の魅力を海外に発信する取組を実施するとともに、学校給食における地域農林水産物の利用拡大等の地産地消の取組を支援するものである。また、輸出戦略実行事業は、国別・品目別輸出戦略の実施に向け、オールジャパンの輸出促進の司令塔を設置し輸出戦略等の議論を行い、司令塔の下で品目別輸出団体による輸出拡大方針等を作成し、輸出拡大を図るものである。

9. 食の安全・消費者の信頼確保

国産農林水産物・食品の安全性向上、消費者の信頼確保のために、平成 26 年度予算では、消費・安全対策交付金（20 億円）、家畜安全総合対策（55 億円）が措置されている。消費・安全対策交付金は、地方の自主性の下、国産農畜水産物の安全性の向上、家畜の伝染病疾病と病害虫の予防及びまん延防止、食品トレーサビリティの取組の普及、地域における食育の推進を支援するものである。また、家畜安全総合対策は、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜の伝染性疾病の発生予防・まん延防止対策、産業動物獣医師の育成・確保を図ることによって、畜産振興及び畜産物の安定供給に寄与するものである。

このほか、農林水産物の生産・流通の場における食育等の推進に 8 億円（うち 4 億円は消費・安全対策交付金で実施）、食品ロス削減等総合対策事業に 1 億円が計上されている。

10. 新たな木材需要の創出と強い林業づくり

我が国の人工林は、昭和 30 年代に植林された森林が約 50 年を経過し、木材として本格的な利用期を迎えている。一方、林業経営は長期的に停滞し、植栽から伐採までの長期にわたる投資に見合った収入を得ることが困難な状況となっている。このような状況の背景には、近年増加傾向にあるものの木材需要量が長期的に低迷してきたこと、我が国の林業には諸外国のような安定的な供給体制が整っておらず外国産材に木材需要が流れてしまうこと等の問題が存在している。

そこで、平成 26 年度予算では、地域材利活用倍増戦略プロジェクト（14 億円）が措置されている。このうち、CLT²¹（直交集成板）等新技術・新製品の開発には、5 億円の予算が計上されている。あわせて、公共建築物等での地域材利用促進（8 億円）が図られており、新たな木材需要の創出が期待される。

一方、地域材の安定的・効率的な供給体制の構築には 2 億円の予算が計上されている。これは、民有林の所有者等と国有林が連携し、川下の製材業者との協定締結等を通じて、安定的・効率的な国産材供給体制を構築する取組等を支援するものである。さらに、森林・林業再生基盤づくり交付金（22 億円）も、安定取引に必要な流通施設の整備等に活用することができる。

このほか、森林・林業分野については、森林・山村の多面的機能発揮総合対策（32 億円）が引き続き措置されており、地域住民や森林所有者等が協力して行う地域活動を支援する

ことによって、森林の有する多面的機能の発揮に向け、林業の不振や高齢化等によって活力が低下している山村の活性化を図ろうとするものである。

11. 強い水産業づくりのための総合対策

我が国の国民1人当たりの年間水産物消費量は、大幅に減少しており、水産業の持続的発展に向け、水産物の需要拡大が重要な課題となっている。水産物消費の減退の背景には消費者の「魚離れ」がある一方で、生産から消費までの流通過程の各段階において消費者のニーズに十分応えきれていないという現状も存在し、国内の需要を喚起するためには各段階での「目詰まり」を解消する必要がある。

また、水産物の需要拡大のもう一つの課題として、海外への輸出拡大がある。日本再興戦略において、平成32年に農林水産物・食品の輸出を1兆円にまで拡大するとされているうち、3,500億円は水産物の輸出となっている。しかし、輸出に当たっては、水産加工・流通施設が輸出先国の求める衛生条件を満たすことが必要であり、HACCP²²基準等を満たすための施設の改修が急務となっている。

そこで、水産物の加工・流通促進対策（平成26年度予算10億円、25年度補正予算25億円）が措置されている。このうち、国産水産物流通促進事業（26年度予算8億円）は、販売ニーズや産地情報の共有化、流通過程の各段階への個別指導、加工機器整備の支援等のソフト・ハード両面での支援によって、消費者のニーズにマッチした水産物の提供を進めるものである。なお、輸出先国のHACCP基準等を満たすための水産加工・流通施設の改修整備については、25年度補正予算において、HACCP対応のための水産加工・流通施設の改修支援事業（25億円）が措置されている。

このほか、水産分野については、引き続き漁業の経営力強化のための漁業収入安定対策²³（平成26年度予算252億円）や、漁業経営セーフティネット構築事業²⁴（26年度予算45億円、25年度補正予算95億円）等が措置されている。

12. おわりに

政府がまとめた「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づき、平成26年度からは日本型直接支払の創設や経営所得安定対策の見直し等の新たな農政が始動する。政府が示した試算では、この新たな農政により、平均的な農業集落における農業所得は、従来の888万円から1,001万円に13%上昇するとされている²⁵。しかし、この試算は主食用米から飼料用米への転換及び増産が順調に進むことが前提となっている。このため、耕畜連携の推進や飼料用米関連施設の整備等が行われ、飼料用米への転換が円滑に進むような環境の整備が課題となるだろう。

また、政府は米の生産調整の見直しを決定し、平成30年産米より、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、国が策定する需給見通し等を踏まえつつ生産者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産が行える状況になるよう取り組むとしている。行政による生産数量目標の配分がなくなれば、過剰米による米価の下落が懸念されるところであり、農業経営の安定的な維持発展のためには、生産現場の実情を踏まえた取組が不

可欠である。また、国の基本的な考え方や方針、政策について、生産現場の不安を除くために丁寧に説明することも不可欠である。農政の大きな転換点を迎えるに当たり、政府には丁寧な対応が求められる。

【参考文献】

農林水産省『平成26年度予算の概要（未定稿）』（平26.1）

（かわた なおひろ）

-
- ¹ 農林水産業・地域が将来にわたって国の活力の源となり、持続的に発展するための方策を幅広く検討を進めるために、平成25年5月21日、総理を本部長、内閣官房長官、農林水産大臣を副本部長とし、内閣に設置された。
- ² 日本経済再生本部の下、我が国産業の競争力強化や国際展開に向けた成長戦略の具現化と推進について調査審議するために設置された。平成25年1月23日に第1回の会議が開催された。
- ³ 規制改革会議は、内閣府設置法第37条第2項に基づき設置された審議会である。内閣総理大臣の諮問を受け、経済社会の構造改革を進める上で必要な規制改革を進めるための調査審議を行い、内閣総理大臣へ意見を述べることを主要な任務として、平成25年1月23日に設置された。
- ⁴ ①～③の3つについては、産業政策としての性質を持つ。一方、④は、地域政策としての性質を持つ。
- ⁵ 自営農業に主として従事した世帯員（農業就業人口）のうち、ふだんの主な状態が「主に仕事（農業）」である者を指す。
- ⁶ 認定農業者制度は、農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が地域の実情に即して効率的・安定的な農業経営の目標等を内容とする基本構想を策定し、この目標を目指して農業者が作成した農業経営改善計画を認定する制度である。認定農業者に対しては、スーパーL資金等の低利融資制度、農地流動化対策、担い手を支援するための基盤整備事業等の各種施策が実施される。
- ⁷ 人・農地プランの話合いの中で農地中間管理機構にまともって農地の貸付けを行った地域及び同機構に対する貸付けに伴って離農又は経営転換する者等に対して協力金を支払うもの。
- ⁸ 農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化を推進するため、農地基本台帳の電子化・地図化、耕作放棄地所有者への意思確認等を支援するもの。
- ⁹ 普及指導員とは、農業技術経営に関する支援を、直接農業者に接し行う都道府県の専門の職員である。
- ¹⁰ 水田における低コスト生産のための高効率機械の導入や施設の機能向上、飼料用米を利用・保管するため機械等の導入を支援するもの。
- ¹¹ ただし、26年産そばの未検査品及び27年産そばの規格外品は対象から外すこととされている。
- ¹² 26年産については、担い手経営安定法に基づく対象者に加え、予算措置で規模要件を満たさない販売農家・集落営農も対象とする。
- ¹³ 認定就農者を対象者に加えると同時に、対象者についての規模要件を外すこととする。なお、認定就農者とは、新たに就農しようとする青年等であって、就農計画を作成し、都道府県知事から認定を受けた者を指す。
- ¹⁴ ただし、そばについては1.3万円/10aとなっている。
- ¹⁵ 25年産までは米価変動補填交付金により、ナラシ加入者及び非加入者に対する影響緩和対策がとられていたが、26年産からは米価変動補填交付金を廃止する。このため、26年産に限り、ナラシ非加入者に対する影響緩和対策を予算措置で実施する。
- ¹⁶ 認定就農者を対象者に加えると同時に、対象者についての規模要件を外すこととする。
- ¹⁷ 中山間地域等における農業生産条件の不利を補正するため、農業生産活動を継続して行う農業者等に交付金を交付するもの。
- ¹⁸ 化学肥料及び農薬の5割低減とセットで行う地球温暖化防止等に効果の高い営農活動に対して支援するもの。
- ¹⁹ 乾燥調整施設、集出荷貯蔵施設、農産物処理加工施設、家畜市場、畜産物処理加工施設等の施設。
- ²⁰ 平成25年8月29日、農林水産省公表。
- ²¹ CLT（クロス・ラミネイティド・ティンバー）とは、ひき板を繊維方向が直交するように積層接着したものである。強度が高く、建築現場での施工が容易であること等から、新たな資材として注目されている。
- ²² HACCP（ハサップ）とは、原料受入れから最終製品までの工程ごとに、微生物による汚染、金属の混入等の危害を予測した上で、危害防止につながる重要な工程を常時監視・記録する工程管理システムである。最終製品の抜取検査に比べて効率的に安全性に問題のある製品の出荷を防止できるとされる。その導入を支援す

るため、平成 10 年に「食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法」が制定された。

²³ 漁業共済・積立ぶらすの仕組みを活用し、漁業者・養殖業者による資源管理や漁場改善の取組に対する補助として、収入額が減少した場合に減収補填するもの。

²⁴ 漁業者と国の拋出により、燃油価格や配合飼料価格が急騰した場合に補填金を交付するもの。

²⁵ 『全国農業新聞』（平 25. 12. 13）